山口県警察本部告示第 四十五 号

同法第一○四条の二第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。 道路交通法(昭和三十五年法律第一○五号)第一○三条の規定による行政処分について、公開による聴聞を行うので、

令和七年十月二十二日

山口県警察本部長 熊

坂



聴聞の場所 聴聞の期日 令和七年十月三十日 山口市小郡下郷三五六〇番地二 午前九時三十分

山口県総合交通センター四階 聴聞室